

府民に不安を与える犯罪は依然として発生していることから、子ども・女性の安全を脅かす「性犯罪」や治安に関するアンケートで府民が最も不安に感じている「侵入窃盗犯罪」、全刑法犯認知件数の約25%を占める「自転車盗」に重点を置き、各種抑止対策を継続・強化するほか、その時々  
の犯罪情勢に応じた罪種ごとの諸対策を講じることが必要不可欠です。

#### イ. 具体的施策

府民の不安が大きい性犯罪、侵入窃盗及び多発罪種の自転車盗について、それぞれの地域の犯罪情勢に応じた効果的な対策を推進します。

##### (ア) 性犯罪対策の推進

学校、企業等と連携した体験型を取り入れた防犯教育等の実施のほか、スマートフォン等による犯罪発生  
の地図情報を活用した情報発信や女子大学生等が居住する賃貸マンションの防犯対策に着目した「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の更なる普及促進を図ります。

##### (イ) 侵入窃盗犯罪対策の推進

防犯に関する助言・指導を行っているNPO法人京都府防犯設備士協会と連携し、専門家による防犯診断等を通じた建物の防犯環境の整備、向上を図ります。

##### (ロ) 自転車盗対策の推進

学校、事業者等と連携しつつ、「鍵-1グランプリ」の継続開催等により、中高生の防犯意識の向上と自転車への施錠の習慣化に重点を置いた対策を推進します。

##### (ハ) 関係機関・団体等との連携による被害防止対策の推進

京都府万引き防止対策推進協議会、京都府自転車防犯登録推進協議会、京都府自動車盗難等防止連絡協議会等を通じて、多発犯罪である万引き、自転車盗、自動車関連窃盗等の被害防止対策を推進します。

## 第3章 再犯防止施策の推進

### 1. 基本目標

犯罪をした者等（薬物依存症や障害等、医療・福祉的措置が必要な者を含む）に対して再犯防止施策を推進することが、犯罪のない安心・安全なまちづくりにおいて重要であることに鑑み、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止施策を、国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関等と連携して推進します。

再犯防止施策の推進に当たっては、犯罪被害者等の存在を十分認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を十分理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。

### 2. 現状と課題・具体的施策

#### (1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために

##### ア. 現状と課題

再犯防止のための支援は、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会に復帰するために、これまで刑事司法関係機関が中心となって民間団体等の支援のもと実施してきました。京都府でも非行少年等立ち直り支援事業等再犯防止の取組を行ってきましたが、刑事司法関係機関等とのつながりは弱く、連携が十分でない状況にあります。再犯防止の取組をこれまでに以上で推進するためには、法務省が実施する、民間団体等が行う再犯防止等に関する活動における社会的評価についての調査研究の成果を活かした取組や、関係機関等が互いの取組について理解を深め連携するなど、官・学・民が一体となって取組を進めることが必要です。

また、犯罪をした者等にあっては、就職や住宅への入居等について、地域社会等の否定的な感情や周囲から受け入れてもらえず孤立してしまうなど極めて厳しい現実があります。このため、これまで、「社会を明るくする運動」をはじめ再犯の防止等に関する広報啓発活動を実施してきたところですが、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を十分理解したうえで、立ち直りのために自ら努力することに対して、社会の一員として受け入れる地域社会の関心と理解の醸成が必要です。

##### イ. 具体的施策

刑事司法関係機関、京都府・市町村等の行政機関、民間協力者等が、再犯防止施策を連携して効果的に推進していくための体制を構築します。

さらに、地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や民間支援団体等への支援や市町村、民間支援団体、地域で様々な活動に取り組む民間ボランティア等と連携した再犯防止施策に対する府民の理解を深める取組等を進め、犯罪をした者等が罪を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進めます。

#### (7) 国、京都府、市町村、民間協力者等の連携体制の構築

刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が地域において必要な支援を受けられるようにするため、刑事司法関係機関、市町村、保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が参画する、京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）を設置し、それぞれの取組に対する理解を深め、地域の状況に応じた支援の取組に向けて連携を強化します。

#### (i) 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援

a. 保護司や民間ボランティアの活動を促進させるため、京都府保護司会連合会等の運営費を補助し、保護司や学生ボランティアによる研修会、住民集会等の開催を支援します。

- b. 国、市町村と連携し、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護支援に当たる保護司、更生保護女性会、BBS会（非行防止活動を行う青年ボランティア団体）、協力雇用主、更生保護協会、更生保護施設等の活動に関する広報を進め、再犯防止等に対する府民の理解を深める取組を実施します。
  - c. 地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターを広く地域住民に周知するとともに、府内における拠点の拡充に協力します。また、更生保護サポートセンターや地域における犯罪防止等に取り組む法務少年支援センター京都（京都少年鑑別所併設）で行われる地域と連携した様々な取組を支援します。
  - d. 民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、認知度を高め、その活動を更に促進するため、保護司として永年にわたり熱意を持って従事し、その功績が顕著である者を顕彰します。
  - e. 保護司の高齢化や民間ボランティアの減少傾向に対応するため、京都府職員等に対し保護司の活動を紹介すること等により、保護司や民間ボランティア等の人材確保に協力します。
  - f. 個人が府内に主たる事務所のある更生保護法人に寄附した場合について、京都府府税条例に基づき、個人府民税の控除対象とし、財政支援を実施します。
- (g) 職員研修の実施  
 犯罪をした者等が抱える様々な課題に対する施策を効果的に推進するため、刑事司法関係機関の職員による京都府・市町村職員研修等を実施し、支援のノウハウや知見等を共有します。
- (h) 広報啓発活動の推進
- a. 再犯の防止等の推進に関する法律第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、犯罪をした者等の再犯の防止等についての府民の関心と理解を広く深めるため、重点的に広報啓発を行います。
  - b. 全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」を推進するとともに、一層充実した広報啓発活動が行われるよう支援します。

## (2) 非行少年等への支援

### ア. 現状と課題

京都府では、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による就学・就労支援や、少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）づくり事業、京都府警察による非行防止教室の開催等に取り組んできた結果、刑法犯少年の検挙・補導人員は着実に減少し、再犯者数もこの10年で4分の1以下に減少するなど、大きく改善しています。

しかしながら、再犯者率は、依然として、全国平均を上回る状況であり、また、刑法犯少年に占める触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）の割合も年々増加し、平成29年には3割を占めるなど非行の低年齢化が進行しています。非行の背景には、虐待や貧困等による家庭の養育力の低下や、少年自身の発達上の問題等が複雑に絡み合っている場合も見られ、早期立ち直りへの課題となっています。

### イ. 具体的施策

非行等の問題を抱える少年に対して、京都府教育委員会等各関係機関と連携・協力して、再非行防止や立ち直り支援、居場所づくりを推進し、就学や就労を支援するとともに、非行の低年齢化への対応として早期支援型モデル事業に取り組みます。

- (f) 非行等の問題を抱える少年に対して、学校や警察、児童相談所等の関係機関と連携して、様々な体験活動等を通じて、地域社会の一員としての自覚を持たせ、立ち直りを支援するとともに、京都少年鑑別所が実施する地域援助を活用し、問題行動のある少年の心理検査や指導方法の提案を受けるなど、非行少年等立ち直り支援コーディネーターや臨床心理士等で構成された非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、少年一人ひとりに適したプログラムに基づき支援します。

- (イ) 非行の低年齢化に対応した支援や、非行の背景にある虐待や貧困等の保護者自身が抱える悩みに対する支援をモデル的に実施し、効果を検証しながら再非行防止を進め、新たな犯罪等を生まない仕組みの構築を図ります。
- (ロ) 家庭や学校に居場所がなく、疎外感、孤立感から非行行動に発展していくという課題に対応するため、少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）において実施する悩み相談や学習支援、体験活動等を通じて、少年が「自身の居場所や役割、存在価値」を見出すことにより、非行・再非行の防止を図ります。
- (ハ) 再非行のおそれがある少年等に対し、積極的に手を差し伸べ、その立ち直りを支援するために、少年警察学生ボランティア等と連携して、少年の就学・就労に向けた支援や社会奉仕体験活動、生産体験活動等への参加等を実施し、再非行少年を生まない社会づくりを推進します。
- (ニ) 非行をした少年に対する立ち直り支援を行う中で、問題行動の原因が心理的な要因によるものと考えられる少年に対しては、京都少年鑑別所と京都府警察との協定に基づき、保護者の同意のもと、京都少年鑑別所に心理検査等の実施を依頼し、その分析結果の提供を受けることで、個々の少年の特性に応じたきめ細やかな立ち直り支援を推進し、再非行防止対策の充実を図ります。
- (ホ) 薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、薬物治療を行っている病院と連携の上、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直りを図ります。
- (ヘ) 少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生を中心に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。（再掲）
- (コ) 京都少年鑑別所や京都保護観察所等の刑事司法関係機関、京都府教育委員会等の教育機関、京都府警察や児童相談所等の行政機関で構成する「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」を定期的に開催するなど、組織間の情報共有と連携を図り、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組をより一層推進します。
- (ク) 支援が必要な少年、若年者について、児童福祉関係機関と関わりがある者や発達障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、継続したきめ細やかな支援を実施するため、学校、児童相談所、福祉事務所、子ども・若者総合支援センター等において、少年院や保護観察所等との連携を強化します。

### (3) 関係機関と連携した福祉的施策

#### ア. 現状と課題

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっており、京都刑務所においても入所者のうち60代以上が2割近くを占め、また、精神・身体医療上等の配慮を要する者の割合も6割近くとなっています。

これまで、矯正施設出所者に対する支援の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設等への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるような様々な取組が進められてきましたが、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から適切な支援に結びつかない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえた支援を実施するための体制が不十分であること等の課題があるため、刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等の連携を強化し、関係機関における福祉的支援の実施体制を充実させる必要があります。

また、覚せい剤取締法違反による検挙者数は全国で毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は全体と比較して高くなっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症者である場合もあるため、薬物再乱用防止のためには、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と、医療機

関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行う必要があります。

#### イ. 具体的施策

犯罪をした者等のうち高齢者や障害のある者については、適切な福祉的支援を受け、安全で安定した生活を確保することが再犯の防止につながることから、こうした福祉的支援が必要な者に対し、保健医療・福祉施策による支援を推進します。

また、薬物依存を有する者に対しては、医療・保健・福祉機関や民間支援団体等との連携による支援を継続して実施します。

##### (7) 高齢者や障害のある者等への支援

- a. 京都府地域福祉支援計画や京都府保健医療計画において、高齢者又は障害のある者等医療・福祉の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、医療・福祉サービス、住居、就労、その他生活困窮への支援等地域での生活を可能にするための施策を総合的に推進します。
- b. 高齢者や障害のある者で福祉的な支援を必要とする矯正施設等退所予定者に対し、入所中から退所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行い、円滑に地域社会に復帰できるよう支援するため、「地域生活定着支援センター」において、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等との連携を深め、福祉的支援の充実を図ります。

##### (8) 薬物依存を有する者への支援

- a. 京都府立洛南病院に設置された京都府こころのケアセンターや京都府精神保健福祉総合センターにおいて、薬物依存症者とその家族等に対する相談事業を実施するとともに、京都保護観察所や地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体等との連携体制を強化し、地域における継続した支援の充実を図ります。
- b. NPO法人京都ダルク等と連携して、薬物再乱用防止プログラムに係る講座をこれまでも実施しており、薬物依存からの回復を引き続き支援するとともに、府民だより等の広報媒体、店舗の電光掲示板を活用した広報文の表示、薬物乱用防止のためのイベント開催等による広報活動を推進します。

#### (4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保

##### ア. 現状と課題

刑務所に再び入所した者のうち、約7割が、再犯時に無職であった者となっており、また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べ約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

これまで、矯正施設において社会のニーズにあった職業訓練を行うなど、再犯を防止するための様々な取組が行われてきましたが、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、自らの能力に応じた適切な職業選択ができないこと等により、一旦就職しても定着しない場合が多いこと、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在すること等の課題があります。

さらに、刑務所満期出所者のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることも明らかとなっています。

安定した就労や適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であることから、就労に向けた相談・支援等の充実や地域社会における定住先の確保のための支援が必要です。

#### イ. 具体的施策

犯罪をした者等について、勤労意欲のある者のほか、障害のある者、経済的に困窮している者、非行少年、暴力団離脱者等に対して、就労支援や雇用環境の改善に取り組むとともに、就労の定着や生活の安定のための定住先確保に向けた支援を推進します。

##### (7) 安定した就労のための施策

- a. 京都ジョブパーク等において、ハローワークや医療機関、関係団体等と連携し、個々の状況に合わせて、段階的・継続的に寄り添いながら、相談から就職、職場への定着までの総合的な就労支援を実施します。
  - b. 矯正施設における職業訓練について、就労につながる技能の習得を意識した効果的な訓練ができるよう、訓練方法等について情報を提供するなど、連携を図ります。
  - c. 刑務所や少年院等の入所者が持つ職歴や資格の情報を集約し、雇用を望む企業に紹介する法務省の「矯正就労支援情報センター」（通称コレワーク）や刑務所出所者等の就労を支援するNPO法人京都府就労支援事業者機構の事業内容の周知について、協力します。
  - d. 犯罪をした者等で障害のある者が、就労意欲や適性に応じて就労できるよう、既存の障害者施策を活用しながら、相談、能力開発・向上、定着支援等の総合的な取組を、福祉、教育機関等とのネットワークを強化して推進します。
  - e. 経済的に困窮している者で、様々な理由により直ちに一般就労が困難な者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業や就労訓練事業の活用等により、自立の促進を支援します。
  - f. 非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、協力事業所での就労体験等の支援プログラムに基づき支援します。
  - g. 家庭裁判所で保護観察に付された者又は少年院からの仮退院を許された者であって京都保護観察所から推薦を受けた者を、京都府臨時職員として採用する取組を踏まえ、犯罪をした者等の雇用等の促進について検討を行います。
  - h. 刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の建設工事の入札参加資格の等級区分に係る主観点を加点し、公共調達における受注機会の増大を図るなど、協力雇用主に対する支援を行います。
  - i. 暴力団からの離脱に関する相談対応や離脱を促進するための教育活動、就労支援等を行う「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」と連携し、暴力団離脱者についても受入れ可能とする協力雇用主の確保に向けた取組を推進します。
  - j. 京都府警察において、就労支援・社会復帰対策担当者（非常勤・社会復帰アドバイザー）の配置等、暴力団組織からの離脱の促進、離脱者の就労等の援助措置を推進します。
- (4) 地域社会における定住先の確保のための施策
- a. 犯罪をした者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、犯罪をした者等の府営住宅への入居における特別な配慮の必要性について検討します。
  - b. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に努めます。
  - c. 経済的に困窮し、住居を喪失し又は喪失のおそれのある者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、安定した生活ができるよう支援します。

## (5) 特性に応じた効果的な施策の実施

### ア. 現状と課題

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要であるとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠であることを踏まえた指導等を充実する必要があります。

### イ. 具体的施策

虐待を行った保護者、ストーカーやDV事案の加害者、暴力団関係者等、支援が必要な対象者の特性に応じて、関係機関が連携・協力して指導等の支援を推進します。

- (7) 急増・困難化する児童虐待の再発防止のため、虐待を行った保護者に対する精神科医等によるカウンセリングの実施や児童虐待対応地域連携会議の設置等、関係機関と連携した児童虐待

総合対策事業を実施します。

- (イ) ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が強く、重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、被害者の将来にわたる安心・安全を確保するため、加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。

また、DVについては、被害者の中長期的な安心・安全の確保のために、加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。(再掲)

- (ロ) 暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有するため、(公財)京都府暴力追放運動推進センターや矯正施設等との連携を強化します。

## 第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

### 1 基本目標

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であるため、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や第3次犯罪被害者等基本計画を踏まえながら、総合的な支援を進めます。

### 2 現状と課題・具体的施策

#### (1) 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実

##### ア. 現状と課題

犯罪被害者等が置かれた状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、被害直後から捜査、公判に関わるものや医療、福祉、住宅等生活全般にわたります。さらに、時の経過とともに、求められる支援内容も変わることから、総合的で継続的な支援が必要です。

##### イ. 具体的施策

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた必要な支援を総合的・継続的に実施します。

##### (ア) 犯罪による被害等発生直後の支援の充実

犯罪による被害等が発生した直後の精神的負担の軽減や早期回復支援等のため、被害者等に対して行う病院への付き添いや傷害等の身体犯被害者への初診料・診断料の公費負担制度の運用、被害直後の一時避難場所の確保等、初期的被害者支援を充実させます。

##### (イ) 生活全般にわたる総合的支援体制の充実、継続的支援

- a. 当事者の心情に配慮しながら、初期の段階で警察等と連携を図り、総合的な支援や犯罪被害者等の生活に寄り添った中・長期にわたる支援を行うため、京都府犯罪被害者サポートチームや京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）、配偶者暴力相談支援センター等において総合的な支援を行います。
- b. 精神的被害からの早期回復のためのDV被害者のグループカウンセリングや、居住場所を確保するため、犯罪被害者等を対象とした府営住宅の特定目的による優先入居募集等を実施するなど、犯罪被害者等の目線に立った支援を行います。
- c. 犯罪被害者等支援施策市町村職員担当者研修会の実施や犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」の活用等、市町村を含めた相談窓口体制の充実を図るとともに、国や京都府、市町村が適切な役割分担のもとで相互に連携・協力し、犯罪被害者等への円滑な支援を行っていきます。
- d. 犯罪被害等による心身の負担も自殺の要因となりうることから、京都府自殺ストップセンターにおいて電話・面接相談を実施し、深刻な心の悩みを抱える方々を支援します。また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。

#### (2) 個々の事情に応じた支援

##### ア. 現状と課題

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難を打開し、その権利利益の保護を図るために行うものであり、個々の犯罪被害者等の具体的事情を把握し、その事情に応じた適切な支援が必要です。

特に、性犯罪や、DV、児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困



難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が犯罪被害に遭ったこと等により、その心身に悪影響を受けるおそれがある子ども等についても、そのニーズを把握し、適切に支援をしていく必要があります。

#### イ. 具体的施策

犯罪被害者等の個々の具体的事情を踏まえて、状況に応じた支援を行います。

##### (7) 各関係機関との連携

犯罪被害者等の置かれた現状や社会復帰の道筋は様々であり、犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害を1日でも早く回復させるためには、多くの支援機関による総合的な支援が必要であるため、京都府犯罪被害者支援連絡協議会や京都府犯罪被害者サポートチームにおいて、各支援機関との連携を強化します。

##### (i) 児童虐待被害者に対する支援

児童虐待を受けた児童や被害少年等に対し適切な支援を行うため、児童相談所や関係機関、団体等がそれぞれの役割のもと、連携して対応します。

##### (ii) ストーカー被害者に対する支援

ストーカー事案を早期に把握し、重大事件への発展を未然に防止するため、京都ストーカー相談支援センター（KSCC）における専門相談を実施し、被害者等の安全確保に向けて、迅速かつ的確に対応します。

##### (i) DV被害者に対する支援

DV被害者を支援するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談対応や一時保護、被害者の自立を支援する各種情報の提供を行うとともに、被害者の地域生活を支援する地域サポーターを養成します。

##### (ii) 性犯罪被害者に対する支援

性暴力被害者の心身の負担軽減とその回復を図り、被害の潜在化を防止するとともに、性暴力のない社会づくりを目指すため、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）において、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等と連携した総合的な支援を実施します。

##### (iii) 家族等に対する支援

直接的な被害を被った犯罪被害者だけでなく、兄弟姉妹等その家族や関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、京都府犯罪被害者サポートチームや関係機関等によるカウンセリング等の適切な支援を実施します。

### (3) 民間支援団体への援助

#### ア. 現状と課題

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要な時に、いつでも情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかで途切れのない支援を受けられるよう、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体への援助が必要です。

#### イ. 具体的施策

（公社）京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や各種事業の運営に対して援助するとともに、寄附された古本等の売却収益を犯罪被害者支援センターに活動資金として寄附することができる「ホンデリング」の実施を府内全市町村に拡大するなど、その活動を積極的に支援し、併せて、その他の民間支援団体等との連携強化を図ります。

### (4) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

#### ア. 現状と課題

犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等の名誉やプライバシーが尊重されるよう、最大限に配慮し、その尊厳を守っていく必要があります。平穏な生活への配慮の重要性等について、府民の理解や共感を深めるため、広報啓発を継続的に実施する必要があります。

また、犯罪等により被害を受けた際に、その被害の種類等を問わず、府民の誰もが、早期に適切な支援を受けられるよう、支援窓口の更なる周知のための広報についても継続的に実施する必要があります。

#### イ. 具体的施策

犯罪被害者等への支援の必要性に対する府民の理解の浸透に向けた広報啓発を実施するとともに、犯罪被害者等の支援窓口の周知を進めます。

##### (7) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

犯罪被害者等の置かれた状況や、犯罪被害者支援の重要性等について府民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、京都サンガF. C. ホームゲームでの啓発等の機会や犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等の期間を利用し効果的な広報啓発活動を実施します。

##### (i) いのちを考える教室の実施

人とのつながりの大切さ、自分や他者のいのちの大切さを感じ、被害者にも、加害者にもならないという規範意識を育むため、犯罪被害者支援等に関する専門的な知識や技能を有する犯罪被害者支援コーディネーターによる「いのちを考える教室」を府内の中学校・高等学校等で引き続き実施します。

##### (ii) 各種相談窓口・支援窓口の広報等

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、警察総合相談室や性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」、レディース相談、ヤングテレホン、京都ストーカー相談支援センター等の警察関係相談窓口や各市町村における相談窓口、民間支援団体が設置する相談窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害者支援施策市町村職員担当者研修会等の実施を通じて、担当者の相談対応力の向上を図ります。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

#### (1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

##### ア. 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」による推進

条例（第5条）に基づき、知事を本部長とする「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」が、犯罪のない安心・安全なまちづくりの総合的な施策を推進するための体制と位置付けられています。

この計画を推進するため、本部員がそれぞれの役割を踏まえつつ、地域の実状に応じた犯罪防止のための活動が行われるよう、地域・団体等からの意見等も踏まえ、推進本部と地域の防犯活動が結び合うよう工夫するとともに、専門家の意見も聴きながら進めていくものとします。

##### イ. 京都府による計画の推進

京都府では、この計画を全庁挙げて推進するため、幅広い分野にわたる安心・安全なまちづくりのための横断的な組織として「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部庁内連絡会議」を中心にして、総合的・具体的な施策を進めていきます。

##### ウ. 市町村や防犯関係ボランティア・NPO等との連携

自主的な防犯活動を行っている防犯関係ボランティアやNPO等の取組が一層促進されるよう、府民協働防犯ステーションを核として連携・協力を行うとともに、子育て支援等様々なNPO活動の中に防犯の視点が取り入れられるよう連携を進めます。

また、計画を推進するに当たっては、地域住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、関係情報の入手をはじめとして市町村と緊密に連携するとともに、市町村の犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する事業の促進や情報提供等を行います。

##### エ. 「セーフコミュニティ」による推進

地域住民が主体となって取り組むセーフコミュニティの考え方に基づく地域防犯活動を支援し、地域の防犯体制の充実・強化を進めていきます。（亀岡市が日本で初めてWHOの認証を取得（H20.3）、再認証（H25.2）、再々認証（H30.11）を取得）

##### オ. 大学等と連携した推進

大学のまち京都の特性を活かし、地域社会の一員としての大学・学生の防犯活動が促進されるよう、京都府大学安全・安心推進協議会等との連携を強化します。

また、犯罪に関する科学的データ分析や新たな検討課題等、犯罪のない安心・安全なまちづくりにつながる研究を大学や学会等と連携して、継続して推進していきます。

##### カ. 企業等と連携した推進

重要な地域の一員として地域と協働して活動していただける「京都府地域の安心・安全サポート事業所」をはじめとした企業・事業者や京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会等の団体との連携を推進します。

#### (2) 再犯防止施策の推進

##### ア. 「京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」による推進

再犯防止施策の推進については、刑事司法関係機関、市町村、保健医療・福祉関係機関等が参画する「京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」を設置し、地域の実状に応じた支援等の取組に向けて、連携を強化します。

##### イ. 京都府による計画の推進

庁内に組織横断的な会議を設置するなどして、計画を全庁挙げて推進することとし、刑事司法機関等と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて進めます。

### (3) 犯罪被害者等の支援

#### ア. 「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進

被害者のニーズに応えるため、「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」の会員である行政、警察、民間支援団体等が各々の業務について認識を深めて情報交換を行うことにより、各種支援活動を効果的に推進するとともに、その各種活動を通じて支援の重要性を啓発することで、被害者支援に係る社会環境を醸成します。

#### イ. 京都府による計画の推進

庁内に組織横断的な会議を設置するなどして、計画を全庁挙げて推進することとし、国と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて進めます。

#### ウ. 市町村や関係機関との連携

犯罪被害者等と各支援機関を適切に結ぶため、京都府をはじめ、市町村や民間活動団体等で構成される京都府犯罪被害者サポートチームのネットワークを活用した総合的な支援を実施します。

## 2 施策の実施

計画の推進に当たっては、第1章に定める「計画の基本的な考え方」を踏まえて事業を推進します。また、計画の進捗状況について毎年度点検を行い、当計画検討委員会委員に報告するとともに、その意見を聴きながら必要に応じた施策の見直し等を進めます。

■参考

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿

区分	氏名	役職
学識経験者	藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授
	谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部地域経営学科教授
	石塚 伸一	龍谷大学犯罪学研究センター長（法学部教授）
地域防犯活動等関係者	椿原 正人	京都府単位防犯推進委員協議会会長連絡会 会長
	麻田 恵美子	上京平安レディース リーダー
	山内 勇	亀岡市畑野町自治会 会長
	久保 恭子	京都府民生児童委員協議会 副会長
犯罪被害者等支援関係者	富名腰 由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 事務局長
行政関係者	波多野 健	京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課長
	浦本 佳行	精華町総務部次長
サイバー犯罪対策関係者	石川 千明	京都府警察ネット安心アドバイザー
再犯防止等関係者	澤井 早和乃	京都府保護司会連合会 副会長
	中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会 相談役

(敬称略)

2 検討経過

	日時	会場	テーマ
第1回	平成30年8月30日 10:00～	京都ガーデンパレス	計画に基づく取組の総括、現状と課題
第2回	平成30年10月17日 13:30～	ルビノ 京都 堀川	改定計画の重点課題に係る意見交換
第3回	平成30年11月26日 9:30～	ルビノ 京都 堀川	改定計画骨子案に係る意見交換
第4回	平成31年1月15日 9:30～	ルビノ 京都 堀川	計画最終案に係る意見交換

3 統計資料

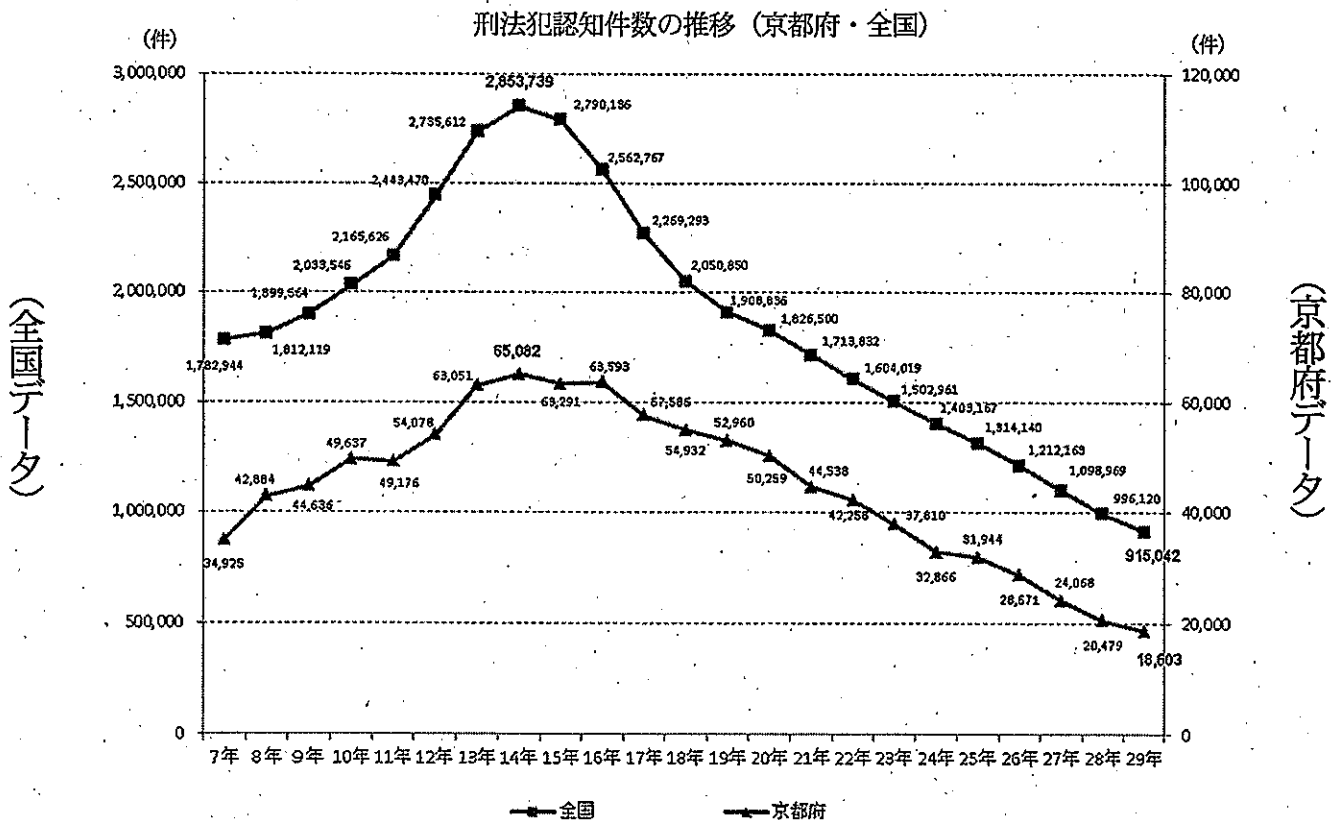
(1) 刑法犯認知件数等の推移

(件)

	刑法犯 認知件数	性犯罪			ストーカー 事案 認知件数	特殊詐欺 被害 認知件数	DV事案 相談件数
		認知件数	認知件数	認知件数			
20年	50,259	338	11,972	2,373	—	—	543
21年	44,538	299	10,985	2,210	—	—	725
22年	42,258	317	10,035	1,931	—	—	811
23年	37,810	319	8,923	1,843	—	—	907
24年	32,866	373	7,359	1,632	—	81	846
25年	31,944	328	7,632	1,514	455	169	1,101
26年	28,671	293	7,834	1,172	460	159	1,324
27年	24,068	260	6,283	1,106	432	168	1,550
28年	20,479	220	5,501	920	486	166	1,723
29年	18,603	230	4,751	961	677	320	1,770

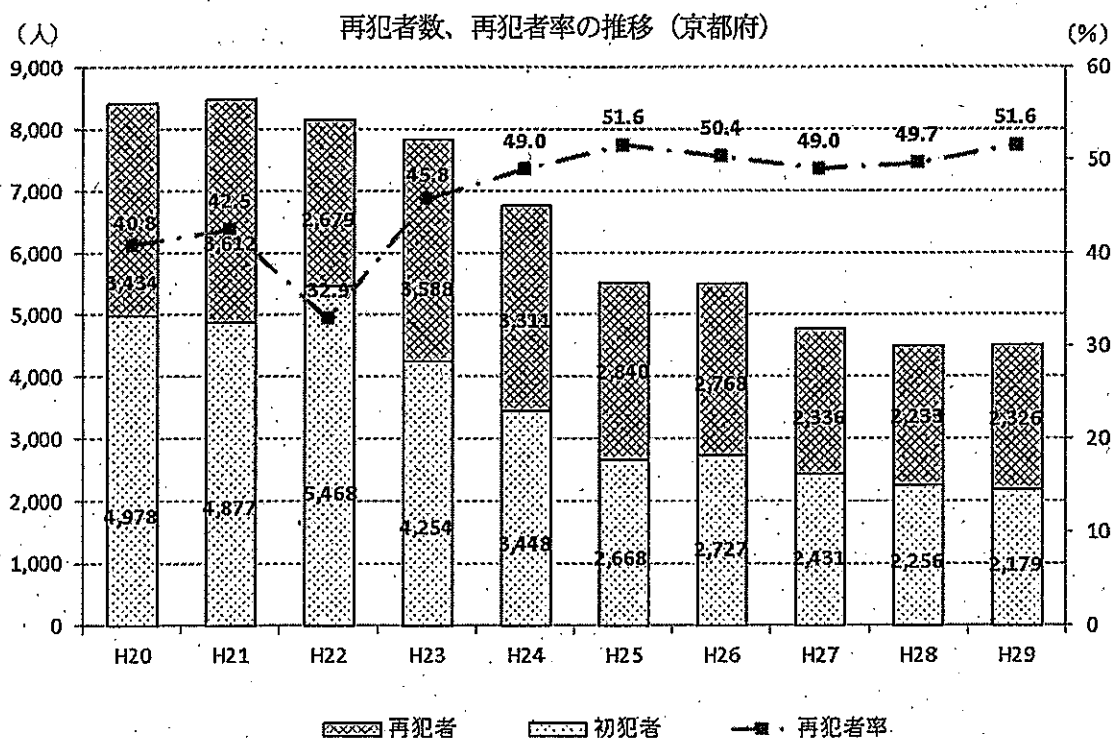
(注) 性犯罪とは、強制性交等（刑法改正（平成 29 年）以前は強姦）、強制わいせつ、公然わいせつを示す。

ストーカー事案は平成 25 年から、特殊詐欺被害は平成 24 年から現行統計を開始



(2) 再犯者数、再犯者率の推移

	刑法犯総数 (人)			再犯者率 (%)
	初犯 (人)	再犯 (人)		
20年	4,978	3,434	8,412	40.8
21年	4,877	3,612	8,489	42.5
22年	5,468	2,679	8,147	32.9
23年	4,254	3,588	7,842	45.8
24年	3,448	3,311	6,759	49.0
25年	2,668	2,840	5,508	51.6
26年	2,727	2,768	5,495	50.4
27年	2,431	2,336	4,767	49.0
28年	2,256	2,233	4,489	49.7
29年	2,179	2,326	4,505	51.6



第 4 1 号 議 案

京都府文化力による未来づくり基本計画を定める件

京都府文化力による未来づくり基本計画を別冊のとおり定めることについて、京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成20年京都府条例第11号）第3条第1項の規定により議決を求める。

平成31年2月6日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第41号議案 京都府文化力による未来づくり基本計画を定める件



平成31年 2月京都府議会定例会議案別冊

# 京都府文化力による未来づくり基本計画

京 都 府

## 目 次

<b>第1節 計画策定の趣旨等</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 対象地域	
5 文化の範囲	
6 京都府の役割	
<b>第2節 これまでの取組成果</b> .....	<b>3</b>
<b>第3節 文化政策を取り巻く社会情勢の変化</b> .....	<b>5</b>
<b>第4節 京都府が目指すべき将来の姿</b> .....	<b>8</b>
<b>第5節 目指すべき将来の姿の実現に向けた方策</b> .....	<b>9</b>
1 文化活動を担う人づくり	
2 文化の保存及び継承	
3 新たな文化の創造	
4 文化資源を生かした地域づくり	
5 文化資源を活用した経済の活性化	
6 多様な京都の文化の発信	
7 文化活動を支える基盤づくり	
<b>第6節 文化の未来を切り拓いていくための重点目標</b> .....	<b>19</b>
<b>第7節 京都府内の地域文化の特色と施策展開</b> .....	<b>21</b>
<b>第8節 推進体制等</b> .....	<b>24</b>
1 推進体制の整備等	
2 重要業績評価指標（KPI）の設定と検証、不断の見直し	
<b>【資料】用語解説</b> .....	<b>25</b>

## 第1節 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

文化は、日々の生活や経済行為に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきたものであり、人々に感動と希望をもたらし、豊かな人間性や創造性を育むものです。

京都府では、平成17（2005）年に京都府文化力による京都活性化推進条例（平成17年京都府条例第40号）を制定し、京都が有する優れた文化資源の力を「文化力」と位置付け、文化芸術の振興や文化を用いた地域の活性化のための様々な施策を全国に先駆けて実施してきました。

国においては、文化庁の京都への全面的な移転が決定され、平成29（2017）年6月には、文化政策の対象を拡大するとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い分野との連携を図り、文化芸術が生み出す様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することなどを趣旨として文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が文化芸術基本法（平成29年法律第73号）として改正・施行されるとともに、同法に基づき「文化芸術推進基本計画」が平成30（2018）年3月に策定されたところです。

さらに平成29（2017）年12月、内閣官房及び文化庁において、文化と産業・観光など他分野が一体となって新たな価値を創出し、その価値が、文化芸術の保存・継承や創造等に対して効果的に再投資されることにより、文化が自立的・持続的に発展していくことを目的として、「文化経済戦略」が策定されました。

このような動きを受けて京都府では、文化力の活用による地域活性化はもとより、文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策をより総合的に推進するため、平成30（2018）年7月、京都府文化力による京都活性化推進条例を全面的に改正し、京都府文化力による未来づくり条例（平成30年京都府条例第27号）として施行しました。条例に掲げた理念を具体化するために策定するものが、本計画です。

### 2 計画の位置付け

本計画は、京都府文化力による未来づくり条例第7条に規定する基本計画であるとともに、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」として位置付けるものです。

### 3 計画期間

本計画の期間は、平成31（2019）年度から5年間とします。

### 4 対象地域

本計画に掲げる施策は、京都府全域を対象としています。

### 5 文化の範囲

本計画での文化とは、文化芸術基本法に定める次表の範囲だけでなく、自然との関わりや、歴史・風土の中で培われた暮らしや技術、生活様式、価値観、言葉等の京都各地の独自の文化をも対象とします。

文化芸術基本法に定める「文化芸術」の範囲一覧

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

### 6 京都府の役割

文化活動の主役は、それぞれの地域を支えている府民の方々やその団体であることから、京都府は、文化活動を行う者の自主性を尊重するとともに、文化活動が幅広く活発に展開されるよう努めていくこととします。

## 第2節 これまでの取組成果

京都の文化は、日本海に面した風光明媚な北部地域から、豊かな森林を有する中部地域、千年を超える歴史の中で奥深い伝統文化を継承してきた京都市域、そして竹林や茶畑等の景観が広がる南部地域まで、京都府内各地域が受け継いできた個性豊かな文化が相互に影響し合い、高め合いながら、自然との関わりや国内外との交流を通じた人の営みによって洗練され、深められてきました。その中で育まれてきた有形・無形の文化は、日本を代表する文化として今も世界中の人々の心をとらえています。

また、京都は伝統の上に革新を積み重ねる柔軟性も持ち合わせていることから、先端技術の開発やそれを生かした産業、そして映画、アニメ、ゲーム等のコンテンツ産業といった新しい文化を京都から次々に生み出しています。

現在に至るまで途絶えることなく引き継がれ、幾重にも積み重ねられてきた文化の厚みと、常に未来を志すという進取の気質こそが、京都が持つ最大の強みであり、京都のブランド力の源泉です。こうした文化を基軸とした京都の強みが、京都から世界的な企業を生み出すとともに、多くの大学、個性ある企業や研究機関を引きつけ、国内外の観光客を魅了するなど、京都の経済を支えています。

そのため、京都府では、平成17（2005）年に京都府文化力による京都活性化推進条例を制定し、国の文化政策が文化財保護や芸術振興を中心に進められるなか、京都が有する優れた文化資源の力を全国で初めて「文化力」と位置付けました。その上で、条例に基づく基本指針として、平成18（2006）年に「21世紀の京都文化力創造ビジョン」、平成24（2012）年に「京都こころの文化・未来創造ビジョン」を策定し、文化力による地域活性化のための様々な施策を全国に先駆けて実施してきました。

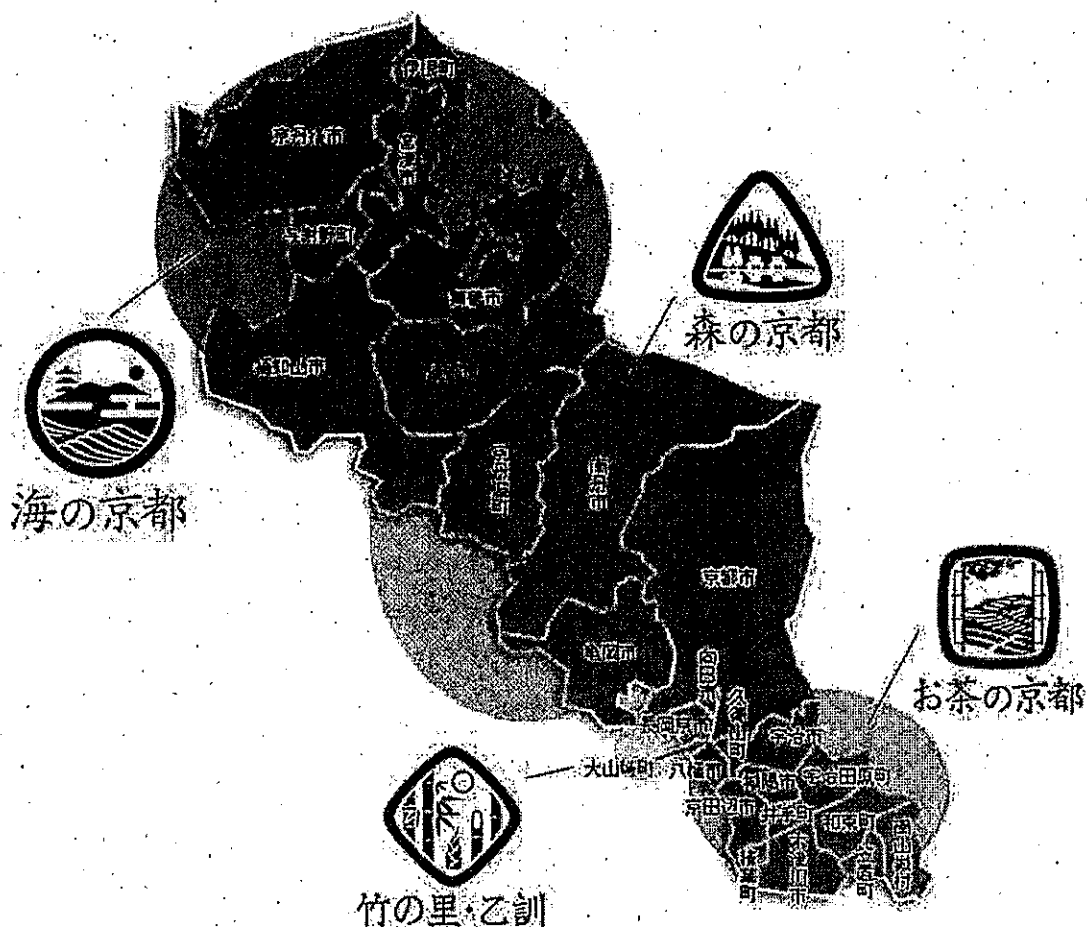
平成20（2008）年に取り組んだ「源氏物語千年紀事業」では、全国で3,777件の事業が実施され、1千万人以上が参加し、1千億円を超える経済効果が生まれました。全国的な源氏物語への関心の高まりは、同年の「古典の日宣言」から、平成24（2012）年の「古典の日」（11月1日）の法制化につながり、後世に残る成果を上げました。

平成23（2011）年に開催した「国民文化祭・京都2011」では、「こころを整える～文化発心」をテーマに、京都府内全域で数多くの文化イベントが開催され、434万人が鑑賞し、5万7千人が出演する一大イベントとなりました。国民文化祭を契機として、京都府内各地域で住民主体の文化活動が活発化し、多くの活動がそれぞれの地域で定着し、継続しています。

また、平成26（2014）年・27（2015）年に開催した「琳派400年記念祭」では、伝統工芸をはじめとした産業界とも連携することで、生活の中で生きる琳派の優れたデザイン性を現在の美術工芸や伝統産業等に生かす大きな流れを生み出しました。

その他にも、学校や地域に芸術家等を派遣し、子どもたちや地域の方々に文化体験の機会を提供する「学校・アート・出会いプロジェクト」の拡充、若手アーティスト自らが参加する新たなアートフェア（見本市）「ARTISTS' FAIR KYOTO」の開催、文化財保護の裾野を広げる暫定登録文化財制度の創設、地域文化資源発信型のアーティスト・イン・レジデンス（※1）事業「京都：Re-Search」の実施、京都に関する研究と文化・学習交流拠点である京都府立京都学・歴彩館の開館、「きょうと障害者文化芸術推進機構」の設立等に取り組んできました。

さらには、京都府内各地域の個性豊かな文化や地域資源等を生かすため、「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」（それぞれの地域文化の特色等については第7節において詳述）をテーマとした「もうひとつの京都」の取組を展開し、観光客の増加や観光消費額の拡大をもたらすなど、地域で育まれた文化を生かした観光振興と地域活性化に大きな成果を上げています。



## 第3節 文化政策を取り巻く社会情勢の変化

### ◇過疎化、高齢化の進行

全国的な人口減少と東京への一極集中が進むなか、京都府の総人口は、平成16（2004）年の約265万人をピークに減少を続け、平成30（2018）年12月1日時点では約259万人となっています。また、総人口のうち約半数以上（約57%）を京都市の人口が占めています。

年齢3区分別の人口では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）がともに減少する一方、老年人口（65歳～）は増加の一途を辿っています。とりわけ、京都府北部地域では、平成17（2005）年から平成27（2015）年までに年少人口が約9千人減少する一方で、老年人口が約1万人増加し、総人口に占める老年人口の割合は5%増加するなど、少子・高齢化、過疎化は深刻な状況を迎えており、地域コミュニティの衰退が指摘されています。

このような状況のなかで、地域の文化活動の振興に重要な役割を果たしてきた市町村の文化協会加盟団体数や総会員数の減少や文化施設の老朽化が進むなどの状況がみられます。

併せて、かつて地域コミュニティの核であった社寺等の維持の困難性や、文化財の保存や継承に対する負担の増大などのほか、地域の伝統的な行催事の中には、後継者不足等から休止を余儀なくされているものもあり、より幅広い視点での文化継承の仕組みの構築が課題となっています。

### ◇世帯構成や生活様式の変化

人口減少が進む一方で、世帯数、特に単身世帯が増加を続けています。このことは、それぞれの地域で、子どもたちと高齢者など世代間の交流の機会が減っていることを示しています。さらに、近年の食生活や生活様式の変化、価値観の多様化ともあいまって、これまで世代間で伝えられてきた生活文化や地域の伝統文化への関心が薄まるとともに、その継承も大きな課題になっています。

また、現在の子どもたちだけでなく、その親世代にも生活文化等が継承されていないという指摘もあるなど、学校、家庭、地域等の連携による文化継承の取組が重要性を増しています。

## ◇情報通信技術の急速な進展

---

近年、情報通信技術の進展は目覚ましく、スマートフォン等の機器が急速に普及しています。これらの普及は、コミュニケーションのあり方を大きく変え、社会のあらゆる面に様々な影響を及ぼしていると言われてしています。

さらに、IoT（※2）の普及により、様々な社会の変化が起きることも予想されます。文化芸術の分野でも、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）（※3）等の最先端技術を活用した新たな文化の創造の可能性が拡大しています。

## ◇日本文化への関心の高まり

---

映画やアニメ、マンガ、ゲームといったコンテンツをはじめ、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食など、日本文化への関心が世界中から集まっています。

我が国を訪れる外国人観光客数は、平成30（2018）年に初めて3千万人を超えて過去最高を更新し、京都府内の外国人宿泊客も、平成29（2017）年には361万人と、平成25（2013）年の3倍超となっています。今後、2020年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催時には、さらに増加することが予想されます。

また、歴史的な建造物や町並み、伝統的な行事や祭礼など、地域に昔からある文化資源の価値を見直し、地域の活性化につなげる事例も増えています。

日本文化への世界的な関心が高まるなか、日本人自身が日本文化の価値を十分認識して、文化資源を幅広く活用するとともに、広く世界に発信していくこと、そして自らのアイデンティティとなる文化を理解し、語り、表現することがこれまで以上に必要となります。



## ◇文化庁の京都移転決定と新たな文化行政の展開

---

国においては、東京一極集中の是正と地方創生に向けて、文化庁の京都への全面的な移転が平成28（2016）年3月に決定され、翌年4月には先行移転として「文化庁地域文化創生本部」が京都に設置されました。

平成29（2017）年6月には文化芸術基本法が施行され、同法に基づき「文化芸術推進基本計画」が、そして同年12月には全府省庁横断の政策パッケージであり、文化芸術を核とした産業等の他分野との連携や、アート市場の活性化等を含む「文化経済戦略」が策定されたところです。

さらに、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組み、地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するために、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の改正が行われたほか、遅くとも2021年度中を目指すとされた京都への本格移転を見据えて、文化庁の機能強化を図るため、平成30（2018）年6月、文部科学省設置法（平成11年法律第96号）も改正されました。

加えて、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）や国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成30年法律第48号）が同月相次いで制定されるなど、文化芸術をめぐる法制度が整備されており、日本の文化行政は新たな局面を迎えています。

## 第4節 京都府が目指すべき将来の姿

京都府は、本計画に基づく総合的な取組を通じて、心豊かでより質の高い府民生活、そして京都府内各地域の活性化の実現を目指していきます。

### 誰もが文化に親しめる社会

府民誰もが、年齢、性別、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域等に関わらず等しく、多様な文化に親しみ、参加し、文化を創造することができる環境を整備することで、府民が自らの文化的表現力を高め続ける社会

### 文化が活力を生み出す社会

芸術や伝統芸能、生活文化等の多様な文化と、観光、産業、福祉、教育など幅広い分野とが相互に結びつき、刺激し合うことで、それぞれの魅力と付加価値が高まり、京都府内各地域が活性化し、暮らしと経済の好循環が生み出される社会

### 感性豊かで創造的な社会

伝統的な文化から先端技術を活用した現代アートまで、多彩な分野で活動する国内外の人々が、京都を舞台として交流・協働し、その交わりから新しい文化が生まれ続ける社会

### 暮らしの中に多様な文化が息づく社会

衣食住の生活文化をはじめとする文化が日常生活に息づき、日々の暮らしの中で先人の積み重ねを実感できており、地域文化の多様性が大切にされている社会

## 第5節 目指すべき将来の姿の実現に向けた方策

前節の「目指すべき将来の姿」を実現していくため、「京都府文化力による未来づくり条例」で打ち出した7つの柱に基づき、京都府域全体で以下のような施策に取り組んでいきます。

7つの柱	取り組む方策
1 文化活動を担う人づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●切れ目のない、世代を超えた文化体験の充実</li> <li>●文化に携わる人材の育成</li> <li>●障害者等の文化活動の充実</li> </ul>
2 文化の保存及び継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝統文化、生活文化の継承</li> <li>●文化財の保存・継承・活用</li> </ul>
3 新たな文化の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な交流の場の創出</li> </ul>
4 文化資源を生かした地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における文化活動の振興</li> <li>●観光、まちづくり施策との連携</li> </ul>
5 文化資源を活用した経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化関連産業の振興</li> <li>●文化を生かした新たな産業の創造</li> <li>●世界のマーケットを見据えた取組</li> </ul>
6 多様な京都の文化の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>●京都の文化の国内外への発信</li> <li>●文化を通じた国際交流</li> </ul>
7 文化活動を支える基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化活動を支援するための専門人材等の確保</li> <li>●文化活動拠点の整備</li> </ul>

## 1：文化活動を担う人づくり

京都府域で文化に関わる（担う・支える・楽しむ）人が増え、その裾野が広がることを目指します。

### 評価指標の例

- ・学校、文化会館、博物館等における次世代文化体験事業数、参加者数
- ・障害者及び高齢者の文化芸術活動への参加者数

### 切れ目のない、世代を超えた文化体験の充実

学校・家庭・地域等の連携を強化し、幼児、児童、生徒に対する文化活動に加え、その保護者、さらには大学生や社会人等の幅広い層に対して、多様な文化体験の機会を提供します。

### 【考えられる事業】

- ・優れた芸術家等を学校等に派遣し、子どもや青少年が体験する取組の推進
- ・高校での茶道、華道、古典等の伝統文化の学習の推進
- ・地域活動団体や美術館、博物館、文化団体、福祉施設等との連携による文化体験プログラムの推進
- ・伝統芸能や舞台芸術の体験・鑑賞公演への支援など

### 文化に携わる人材の育成

伝統芸能や工芸から舞台芸術や現代芸術まで、京都府内で活動する作家・クリエイター等の創作環境の整備、技術の伝承、作品等の流通の促進等に取り組んでいきます。

また、地域での文化活動を活性化させるために必要な、専門的な見地からの指導や助言、評価ができる人材や、文化活動を支える人材の育成にも取り組みます。

### 【考えられる事業】

- ・若手作家自身が自らの作品の価値を売り込む新たなアートイベントの開催
- ・若手作家等と企業経営者等との交流会の開催
- ・若手作家の選抜展の開催
- ・作品発表を伴うアーティスト・イン・レジデンス事業の開催
- ・世界で活躍するアーティストを育成するための活動機会の提供
- ・世界中から映画関係者が集まる映画制作ワークショップ（※4）の開催による映画制作人材の育成
- ・京都府立大学和食文化学科等と連携した和食文化人材の育成や関連産業の振興
- ・伝統文化等を発表する全国的な大会の開催や伝統芸能の若手演者による公演等

への支援

- ・次代の伝統産業の担い手となる職人や文化財修復を担う人材の育成
  - ・文化芸術専門人材の配置によるシングタンク機能や持続的な事業推進のための体制の整備
- など

### 障害者等の文化活動の充実

障害の有無にかかわらず幅広く文化活動に参加することができるよう、鑑賞や創作活動への支援、発表の場の確保、情報発信等を行うとともに、芸術上価値が高い作品等の創造・活用への支援を行います。また、高齢者等の元気回復、活力維持等に対する文化の活用等についても進めていきます。

これらの取組により、地域において障害のある人とない人や高齢者が様々な分野で一緒になって活動・交流する機会を創出します。

#### 【考えられる事業】

- ・きょうと障害者文化芸術推進機構によるオール京都体制での障害者芸術の振興
  - ・共生の芸術祭、とっておきの芸術祭など、障害のある人の文化芸術活動（展覧会等）の推進
  - ・障害のある人の芸術作品のデジタルアーカイブ（※5）化推進及び国内外発信
  - ・文化施設、空き店舗、駅、病院、福祉施設等の様々な場所・機会を捉えて発表する機会を提供
  - ・地域活動団体や美術館、博物館、文化団体、福祉施設等との連携による障害者・高齢者の創作活動への計画的な支援
  - ・手話、字幕、音声ガイド、障害の特性など、様々な人に応じたユニバーサルデザイン（※6）等を取り入れた鑑賞のための仕組みづくり
  - ・作品の販売・二次利用等に係る取組の充実
- など

## 2 文化の保存及び継承

地域の行催事や文化財の価値を理解するとともに、大切に守り、継承していく活動に携わる人が増え、関心が高まることを目指します。

#### 評価指標の例

- ・京都府指定・登録・暫定文化財件数
- ・未指定文化財の補助件数
- ・文化財を守り伝える京都府基金の寄附額
- ・京都府内の文化財活用への支援件数

## 伝統文化、生活文化の継承

暮らしの中に息づく伝統文化や生活文化を守り伝えるために、これらへの理解を深め、親しむ機会を提供するとともに、地域の伝統的な行催事等の活動を支える人材の育成等により、幅広い府民の参画のもと、文化を継承していく機運を醸成します。

### 【考えられる事業】

- ・「古典の日」関連事業の全国展開
- ・京都・和食文化推進会議でのオール京都体制による和食文化の振興
- ・古典の朗唱会等日本文化の礎となる古典に親しめる取組の推進
- ・各地域で守り伝えられてきた祭礼や行催事等の民俗文化財の調査、記録
- ・和の暮らし（衣・食・住）を次代に伝えるための取組の推進
- ・地域の生活や文化と密接に結びついた、言葉の継承に向けた取組の推進
- ・日常の喫茶文化の普及促進
- ・地域の祭礼や伝統的な行催事の保存・継承を支える人材の育成とネットワークの構築
- ・地域の伝統文化や伝統産業を継承するため、それらを生かすことができる起業家精神を持つ人材の育成など

## 文化財の保存・継承・活用

京都府内には、国や京都府、市町村が指定等を行っている文化財をはじめ、歴史ある貴重な文化財等が各地に所在しています。

このような地域の貴重な有形・無形の文化財を後世に伝えるため、歴史的・学術的価値について調査研究を進め、文化財の指定・登録・暫定登録制度を適切に運用するとともに、未指定も含めた文化財の保存を着実に進めていきます。

また、文化財の公開や記録、活用等を推進します。そのために、VRや高精細画像等の最新の技術を利用した文化財の魅力発信についても、積極的に取り組んでいきます。

### 【考えられる事業】

- ・指定・登録・暫定登録文化財から未指定文化財までの文化財の保存、修理、防災対策の総合的な推進及び活用
- ・歴史的又は文化的な景観の保全、再生、活用
- ・文化財の高精細画像やAR・VR等を利用した観光や教育等の分野での活用
- ・文化財の多言語解説等による外国人旅行者等への魅力発信の強化
- ・文化財の修復を担う人材の育成や道具・材料の確保
- ・文化財の活用を支援するため、文化財活用の専門知識を有した人材を養成

- ・府庁旧本館の保存と利活用の両立
- ・京都府京都文化博物館のフィルムライブラリーや京都府立京都学・歴彩館の「京の記憶アーカイブ」の活用
- ・日本で最初の特別支援学校に伝えられてきた重要文化財「京都盲啞院関係資料」の活用  
など

### 3、新たな文化の創造

京都の文化と最先端技術をはじめとする多彩な分野との交流が、京都府のいたるところで生まれることを目指します。

#### 評価指標の例

- ・文化×先端技術・ビジネスによる交流イベント実施件数及び参加者数

#### 多様な交流の場の創出

京都は、伝統産業、コンテンツ産業や食産業等の、文化をその基盤とした特色ある産業が盛んです。また、近年ITや先端産業の研究開発拠点の立地が進んでおり、産学公連携活動の実績も豊富です。これらの特色を生かし、先端技術に関する研究者や事業者等と文化芸術関係者等との交流の機会を創出し、新しい文化の創造を推進します。

さらに、日本文化を代表する京都の文化がこれからも国内外の人々を魅了し続けることができるよう、芸術家が新しくチャレンジすることができる環境をつくっていきます。

#### 【考えられる事業】

- ・技術研究者と文化人等の知的創造のための交流促進
- ・「京都クロスメディアパーク整備事業」(※7)による企業やクリエイター、研究者等の出会いの場の創出
- ・多分野の文化芸術団体のネットワーク化と連携による文化創造の促進
- ・デザイン力の向上による製品等の高付加価値化の推進  
など

### 4 文化資源を生かした地域づくり

専門人材による支援のもと、地域における文化活動が活発になることを目指します。

### 評価指標の例

- ・市町村や団体等が取り組む文化活動への支援件数
- ・「もうひとつの京都」の取組による観光入込客数

### 地域における文化活動の振興

地域の文化資源を生かした特色ある地域づくりを展開し、外部からの新たな発想を加えることで、京都府内各地域における文化活動の振興と地域の活性化を図ります。そのため、地域の文化活動をコーディネートする人材の配置を進めるとともに、府民の主体的な文化活動を支援します。

#### 【考えられる事業】

- ・地域の文化活動を振興する「地域アートマネージャー」(※8)の配置
- ・文化財の知識を有する専門家が文化財を活用したい団体等と所有者とを仲介した、文化財活用の推進
- ・地域団体、文化団体等による文化振興活動への支援
- ・「京都スタジアム(仮称)」(※9)を拠点とした文化振興活動の実施
- ・地域において文化活動の拠点となる文化会館等をネットワーク化し、相互に連携した地域文化講座・体験学習の展開など

### 観光、まちづくり施策との連携

京都府が取り組んできた「もうひとつの京都」を発展させ、各地の文化資源の魅力を再発見し、積極的に活用することによる地域活性化や観光振興を行うほか、それぞれの地域の特質に基づいた文化を創造し続けるための取組を進めます。

#### 【考えられる事業】

- ・「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」など、地域資源を活用した地域づくり
- ・それぞれの地域に根ざした食文化を活用した地域づくり
- ・日本遺産(※10)を活用した観光振興と新たな認定に向けた取組の推進
- ・DMO(※11)等による地域の文化資源を生かしたツアーの造成
- ・「宇治茶の文化的景観」や「天橋立」の世界文化遺産登録に向けた取組の推進
- ・芸術系大学との連携を生かした文化による地域活性化
- ・2020年NHK大河ドラマ(※12)と連携した広域的な観光・地域振興
- ・京都の玄関口である駅等を最先端のメディア芸術により空間演出し、「もうひとつの京都」エリアへ誘導など



## 5 文化資源を活用した経済の活性化

京都が、作品の制作から販売までを行う場であると国内外から認識され、文化に関係する人が集まるとともに、京都から世界に通じる人が輩出されること、さらには文化を基軸とした産業の振興を目指します。

### 【評価指標の例】

- ・文化芸術産業の経済規模（文化GDP（※13））
- ・京都府内で開催されるアートフェア等における出展者数、販売額

### 文化関連産業の振興

和食のユネスコ無形文化遺産登録や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催決定など、日本と日本の文化が世界中から注目されていることから、この機会を捉えて、伝統産業やコンテンツ産業、食産業、観光など、京都府内の特色である文化関連産業の振興を図るとともに、発信力を強化します。

### 【考えられる事業】

- ・中小企業応援隊（※14）等による伴走支援や各種補助制度の活用、クリエイターの表彰制度等によるコンテンツ事業者の支援
- ・「京都クロスメディアパーク整備事業」による企業やクリエイター、研究者等の出会いの場の創出（再掲）
- ・子どもが自分でテクノロジーを使うワークショップの実施
- ・京都府京都文化博物館のフィルムライブラリー機能の充実
- ・京都府立大学和食文化学科等と連携した和食文化人材の育成や関連産業の振興（再掲）  
など

### 文化を生かした新たな産業の創造

京都の文化の深みと産業との融合による技術革新に向け、知的創造のための交流を促進します。

### 【考えられる事業】

- ・技術研究者と文化人等の知的創造のための交流促進（再掲）  
など

### 世界のマーケットを見据えた取組

文化芸術や伝統工芸分野の活性化や、その持続的な発展を目指すため、国際的

な見本市の開催等、世界のマーケットを視野に入れた取組を推進します。

#### 【考えられる事業】

- ・京都に集まる世界のアート関係者と京都のアーティストをつなぐ機会を創出
- ・若手作家自身が自らの作品の価値を売り込む新たなアートイベントの開催（再掲）
- ・若手作家等と企業経営者等との交流会の開催（再掲）  
など

## 6 多様な京都の文化の発信

日本が世界から注目される国際的なイベント等を契機として、京都の文化の発信を進めることを目指します。

#### 評価指標の例

- ・京都府内の外国人旅行者数の推移

#### 京都の文化の国内外への発信

「国際博物館会議（I.COM）京都大会2019」（※15）や世界的なスポーツイベントが集中する「ゴールデン・スポーツイヤーズ」（※16）、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）等を契機として、国内外に向けて、伝統から最先端まで様々な文化が息づく京都府内各地域の魅力を積極的に発信します。

また、文化の振興を府民との協働により進めていくため、地域の文化活動に関する情報を、若い世代や障害者、高齢者といった受け手のニーズに即して提供します。

#### 【考えられる事業】

- ・京都文化力プロジェクト（※17）の取組の推進
- ・伝統的な文化や産業等を国際的に発信する取組の強化
- ・博物館等の文化施設における展示の多言語対応や夜間開館の実施
- ・AR・VR等の先端技術等を活用した京都観光の入り口となる施設の整備  
など

#### 文化を通じた国際交流

友好提携州省等との文化を通じた交流を推進します。また、急速に進むグローバル化のなかで、京都（日本）の文化を改めて見直し、理解を深めることを促す取組を進めます。さらに、京都に暮らす外国人との文化の相互理解や交流の促進にも取り組みます。

### 【考えられる事業】

- ・ 京都に暮らす外国人の文化体験の展開
- ・ 京都府立京都学・歴彩館における国内外の大学や研究機関等との研究ネットワークを活用した「京都学」(※18)の研究の推進
- ・ 「国際博物館会議 (ICOM) 京都大会2019」における、世界の博物館の専門家が日本文化を体感することができる機会の提供
- ・ 京都の文化体験 (伝統文化、伝統産業等) や夜のアート鑑賞ツアーの企画等による観光振興
- ・ 留学予定者や海外赴任者向けの文化講座への支援など

## 7 文化活動を支える基盤づくり

文化活動を専門人材が支援する仕組みを構築することで、文化の「つくり手」「受け手」双方の水準を向上させるとともに、京都府内各地域の文化活動の活発化を目指します。

### 評価指標の例

- ・ 地域の文化的な環境の満足度
- ・ 美術館、博物館、図書館等文化施設の入場者数・利用者数

### 文化活動を支援するための専門人材等の確保

文化活動を充実させるために必要な、専門的な見地からの指導や助言、評価を行うことができる人材、そして文化活動を支える人材や財源の確保を進めます。

### 【考えられる事業】

- ・ 文化芸術専門人材の配置によるシンクタンク機能や持続的な事業推進のための体制の整備 (再掲)
- ・ 地域の文化活動を振興する「地域アートマネージャー」の配置 (再掲)
- ・ 文化団体や文化施設、企業等の様々な機関が連携・協働して地域の文化活動や文化資源の活用を推進するプラットフォームの形成
- ・ 文化活動を支える資金調達のための仕組みの構築など

### 文化活動拠点の整備

北山文化環境ゾーン (※19) の整備など、鑑賞や発表等の文化活動の拠点としての文化施設の環境整備を推進するとともに、文化施設の広域的な最適配置の検

討を進めます。

**【考えられる事業】**

- ・ 京都府立文化芸術会館や京都子ども文化会館等、老朽化が進む既存文化施設の機能継承も踏まえた北山文化環境ゾーンの整備
- ・ AR・VR等の先端技術等を活用した京都観光の入り口となる施設の整備（再掲）
- ・ 京都府北部地域の歴史・文化・観光に係る拠点施設としての京都府立丹後郷土資料館リニューアル（仮称・丹後歴史文化博物館）
- ・ 今後の京都府内文化施設のあり方の検討
- ・ 京都府内全域での舞台芸術等の創作・発表の場の充実など

## 第6節 文化の未来を切り拓いていくための重点目標

平成30(2018)年7月に改正・施行した京都府文化力による未来づくり条例では、「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」等において、新たに取り組むこととされた「文化資源を活用した経済の活性化」や「文化と産業等との連携による新たな文化の創造」等の視点を踏まえていることが一つの特徴となっています。

これからの文化の未来を切り拓いていくために、今後5年間重点的に取り組むべき目標を定めて施策を進め、全国のモデルとして国内外に発信していきます。

### ◇ 世界のマーケットで活躍できる人材、文化を支える人材を育てる

#### 【目指すべき姿】

- ・京都で活動し、社会的評価を得るとともに、経済的な評価につながる環境が整い、作家、アーティスト、クリエイター、文化の専門人材や支える人材を京都から輩出します。
- ・作品の制作、発表から海外市場も含めた販売まで、京都で一貫して行うことができる一連のサイクルを創り出します。

#### 【考えられる事業】

- ・伝統工芸や文化財など、多くの資源が集積する京都の特色を生かしてアート&クラフトの拠点を形成するとともに、京都に集まる世界のアート関係者と京都のアーティストをつなぐ機会を創出します。
- ・作家自身が作品の価値を売り込む新しいスタイルのアートイベントや、作家と企業経営者等との交流会の開催等により、アートを身近に感じ、購入する気運も醸成します。

### ◇ 京都の文化を介したイノベーションを生み出す

#### 【目指すべき姿】

- ・京都の文化から触発された、これまでにない新技術の開発や高付加価値の製品等が、京都から生まれます。
- ・京都文化にイノベーションへのヒントを求める人材や企業が、京都に集積します。

### 【考えられる事業】

- ・京都が持つ有形・無形の文化の深み（例：伝統的なデザインなど）と先端科学や産業との融合による知的創造のための交流を促進します。
- ・けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK ※20、21）や京都経済センター（※22）のほか、京都ならではの場所を会場として、最先端の研究者や技術者と文化関係者との交流を推進します。

## ◇ 文化財活用・継承のモデルをつくる

### 【目指すべき姿】

- ・地域の守るべき行催事や文化財の保存・継承に取り組む人が増えます。
- ・地域の文化や文化財の価値が理解され、大切に守られるとともに、多くの人々の関心を呼びます。

### 【考えられる事業】

- ・地域の文化財を活用した、地域の住民が生活文化や行催事等を学んだり、アートの展示・体験ができるような取組を支援します。
- ・文化財活用の前提として、未指定文化財も含め、文化財継承の支援を充実させます。
- ・文化財の活用を支援するため、文化財活用の専門知識を有した人材を養成します。
- ・次代への継承に向け、様々な行催事や伝統産業等を、将来再現が可能になるような形で記録するとともに、その記録にアクセスしやすい環境を整えることに取り組めます。

文化がその活力と魅力の源泉となっている京都にとって、文化の力を高める取組は、地域を活性化するだけでなく、まちづくりや産業等の様々な分野との結びつきをさらに強めることになり、それが京都経済全体を支え、活性化していくことにつながります。

これらの取組を重点的に進めることで、京都の文化の力を高めていきたいと考えています。

## 第7節 京都府内の地域文化の特色と施策展開

第2節で触れた「もうひとつの京都」の取組が対象とする「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」の各地域は、自然と共生しながら独自の文化と産業を築き上げるとともに、京都全体の文化を高め、支えています。

### ◇「海の京都」エリア

日本海に面する京都府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）は、日本の国生み神話の重要な舞台となったとされ、古代から大陸との交流の窓口として栄えたエリアです。自然の神を奉る独自の文化に、海から伝わった先進文化が融合し、日本海側三大古墳に代表される強大な古代文明を築いたとされています。平安京では貴族の憧れの地として歌に詠まれたほか、江戸時代には北前船の寄港地として、近代以降も大陸と結ぶ貿易の拠点となってきました。

このエリアには、日本三景の一つである天橋立のほか、鳴き砂で有名な琴引浜、重要伝統的建造物群に選定されている伊根の舟屋、旧日本海軍ゆかりの赤れんが建造物等の名所が多く存在します。そして、先人の知恵や暮らしの中から生まれてきた丹後ちりめんや藤織り等の特産品、日本遺産に認定された「丹後ちりめん回廊」や「鎮守府」「北前船寄港地」、それに弥生時代から古墳時代の巨大な墳墓が物語る古代丹後王国や「丹後国風土記」にも記された日本最古の羽衣天女伝説など、多くの伝説や民話が残る歴史ロマンに満ちた地域でもあります。

### ◇「森の京都」エリア

京都府の中部地域（福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、京都市右京区京北）は、森林率が約8割を占めるなど、「森」の恵みが大変豊かで、森や木と関わるなかで、豊かな生活・文化が育まれ、発展してきた地域です。また、「森」は「海の京都」から都への文化の通り道でもあり、「森」と関わる豊かな生活・文化を伝えてきた地でもあります。

芦生の森や美山かやぶきの里、由良川等の豊かな自然や美しい景観、和紙や漆等の伝統産業や大江山の鬼伝説、人形浄瑠璃等の伝統芸能があるほか、由良川と桂川の2つの水系に沿って、緑豊かな自然と田園が広がり、旧街道は多くの人や文化が行き交うなど、都に近い地の利を生かした独自の文化があります。

## ◇「お茶の京都」エリア

---

京都府南部地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）は、日本文化、特にその精神性を語る上で欠くことのできない「茶の湯」等の発展に伴い、茶人や時々の権力者、町衆の支持を得て、栽培や製茶技術の工夫・革新を繰り返し、日本茶を代表する抹茶や煎茶、玉露等を生み出してきた「日本茶のふるさと」と呼ぶにふさわしい地です。美しい景観の茶畑が広がるこのエリアは、宇治茶の生産、流通という面から、日本の生活に根付き、世界にも影響を与えている日本の喫茶文化の形成に寄与してきました。

また、宇治川、桂川、木津川に代表される豊かな水流が、古代から人の動きや物流を支えてきた地域であり、古墳時代に南山城最大の久津川車塚古墳を含む久津川古墳群が築かれ、奈良時代には聖武天皇により恭仁京が造営されたほか、平等院や浄瑠璃寺、笠置寺をはじめ、多くの文化遺産が存在し、古典や小説等の舞台にもなっています。さらに、文化・学術・研究の拠点であるけいはんな学研都市では、先端技術等による新しい文化の創造・発信を進めています。

## ◇「竹の里・乙訓」エリア

---

京都府乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）は、竹林が多く、「かぐや姫」伝説発祥の地とも言われており、竹の径、西山など四季折々の豊かな自然にあふれた地域です。京都と大阪を結ぶ交通の要衝として、古くから発展してきた地域であり、古代には弟国宮（おとくにのみや）が置かれたとされるだけでなく、10年間に渡って長岡京が置かれました。

また、戦国時代には羽柴秀吉と明智光秀が戦った「天下分け目の天王山」の山崎合戦が行われるなど、日本の歴史上重要な舞台となってきました。ほかにも、向日神社や長岡天満宮、光明寺、宝積寺等の由緒ある社寺、域内に点在する大型古墳（乙訓古墳群）や城跡、国宝でもある茶室「待庵」や大山崎山荘美術館をはじめとする多くの歴史・文化遺産に恵まれた地域です。

## ◇京都府内各地域における施策展開

---

京都府内各地域の文化政策の推進に当たっては、第5節で触れた7つの柱に基づき、その地域の歴史的な蓄積を基盤とした個性豊かな地域資源を、様々な分野に効果的に生かした取組を展開していきます。



また、地域における文化活動を支援するため、地域アートマネージャー等の専門人材を地域に常駐させ、市町村、DMO等の関係者と連携した推進体制を構築します。

なお、各地域で行われる施策の効果を高めるため、例えば2020年NHK大河ドラマが扱う明智光秀等の歴史上の人物や、地域ならではの食文化や祭礼等の行催事を共通テーマとして取組を進めるなど、京都府内全エリアが一体となり、相乗効果を上げていきます。

## 第8節 推進体制等

### 1 推進体制の整備等

本計画に掲げる施策の推進に当たっては、京都府文化賞受賞者からなる「京都文化芸術会議」(※23)や、多分野の委員で構成される「京都府文化力による未来づくり審議会」をはじめとする外部有識者や、実際に文化活動に携わっている方々、各種文化団体等からの幅広い意見やアイデアを反映しながら進めていきます。

今後、市町村の文化施策との連携をいっそう深めるため、各振興局への地域アートマネージャーの配置をはじめとした地域の体制を整備します。また、国、特に京都に移転する文化庁との連携や、関西広域連合、他の都道府県、さらには経済界や大学、福祉分野等との連携など、幅広い連携体制を構築し、取組を推進します。

加えて、外部専門人材の知識・ノウハウ・ネットワークを活用し、持続的な地域の文化活動を総合的に推進、支援する体制の整備を進めるなど、全国モデルとなる文化行政施策を多彩に展開します。

#### 【考えられる事業】

- ・「京都文化芸術会議」による提言・発信等の活動
- ・文化庁、市町村、関西広域連合等との連携体制の構築
- ・美術館・博物館や文化芸術活動を行う団体のネットワーク化等の推進
- ・総合的な文化行政を推進するための、部局横断による庁内推進会議の設置及び広域振興局単位での推進体制の整備など

### 2 重要業績評価指標（KPI）の設定と検証、不断の見直し

本計画に基づく施策の着実な推進を図るため、庁内の部局横断的な連携を図り、施策を進めることとし、施策の進捗状況や効果を適切に評価・検証するサイクル（PDCAサイクル）の確立を目指します。

そのため、国の文化芸術推進基本計画（第I期）に掲げられた指標を踏まえて、第5節で触れた7つの柱ごとに重要業績評価指標（※24）を設定し、取組の効果を毎年客観的に検証するとともに、社会情勢等の変化を踏まえて、内容について不断の見直しを行いながら、本計画を推進していきます。

なお、本計画の進捗状況については、「京都府文化力による未来づくり審議会」に報告するとともに、広く府民に公開します。

## 【資料】 用語解説

- ◇1 アーティスト・イン・レジデンス (P4ほか)  
芸術制作を行う人物を一定期間ある土地に招聘し、その土地に滞在しながら作品制作を行う事業のこと。
- ◇2 I o T (モノのインターネット: Internet of Things.) (P6)  
建物、電化製品、自動車、医療機器等の、コンピュータ以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。
- ◇3 AR (拡張現実: Augmented Reality) やVR (仮想現実: Virtual Reality) (P6ほか)  
ARは、実世界から得られる知覚情報に、コンピュータで情報を補足したり、センサによる情報を加えて強調したりする技術のこと。VRは、コンピュータの中につくられた仮想的な世界を、あたかも現実のように体験させる技術のこと。
- ◇4 ワークショップ (P10ほか)  
学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。参加者全員が自発的に作業や発言を行える環境を整えた「体験型講座」を指す。
- ◇5 デジタルアーカイブ (P11ほか)  
有形・無形の文化資源を、記録精度が高く、映像再現性に優れたデジタルデータで保存・蓄積・継承すること。
- ◇6 ユニバーサルデザイン (P11)  
障害の有無や年齢、性別、国籍等の違いにかかわらず、全ての人にとって安心・安全で利用しやすいように、はじめからデザインすること。
- ◇7 京都クロスメディアパーク整備事業 (P13ほか)  
映像を核としたクロスメディア産業の育成と京都府内への波及を進めるため、京都府が実施する人材育成等の事業のこと。
- ◇8 地域アートマネージャー (P14ほか)  
地域における文化芸術活動を牽引し、地域住民の自主的な文化活動を指導・助言できる専門性を備えた者のこと。平成29 (2017) 年度から京都府内で順次配置している。

◇9 京都スタジアム（仮称）（P14）

青少年の夢や憧れの舞台、スポーツを通じた健全育成、北中部地域へのゲートウェイ、そして京都府全体の発展の拠点として亀岡市に整備するスタジアムのこと。2020年春のオープンを予定している。

◇10 日本遺産（P14ほか）

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するもの。

◇11 DMO（Destination Marketing/Management Organization）（P14ほか）

地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、戦略を策定し、実施する法人のこと。

◇12 2020年NHK大河ドラマ（P14ほか）

京都ゆかりの明智光秀を主役とした『麒麟がくる』のこと。京都府と府内関係8市町等で構成する協議会が、ゆかりの地の観光振興と地域の活性化に向けた活動を行っている。

◇13 文化GDP（P15）

文化産業の国内総生産。国は2025年までに18兆円、総GDPの約3%を目標として掲げている。

◇14 中小企業応援隊（P15）

中小企業を熟知し、現場に精通している京都府内の商工会議所、商工会等の経営支援員等を中心に構成されており、中小企業の経営安定や成長に向けた切れ目のない伴走支援を実施している。

◇15 国際博物館会議（ICOM）京都大会2019（P16ほか）

世界の博物館の進歩発展を目的とした世界で唯一最大の国際的非政府組織である国際博物館会議が、世界141の国と地域から3千人を超える博物館の専門家が集まる世界大会を3年に1度開催しており、2019年9月には日本で初めて京都で開催される。

◇16 ゴールデン・スポーツイヤーズ（P16）

2019年のラグビーワールドカップ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、そしてワールドマスターズゲームズ2021関西と、世界規模のスポーツイベントが続く3年間を指す。

◇17 京都文化カプロジェクト (P16)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、京都を舞台に行われる文化と芸術の祭典のこと。

◇18 京都学 (P17)

京都や京都との関わりのなかで成立、発展してきた特色豊かな歴史・文化について、国内外からの幅広いアプローチにより研究していくことを指す包括的な概念のこと。

◇19 北山文化環境ゾーン (P17)

賀茂川等の豊かな自然環境のなか、多くの府立施設等（京都府立植物園、京都府立京都学・歴彩館、京都府立大学、京都府立陶板名画の庭、京都コンサートホール）が集積する北山地域は、「文化と環境が共生する京都」を内外に発信する魅力ある拠点地域として大きな可能性を秘めていることから、京都府が「北山文化環境ゾーン」として位置付け、整備しているエリアのこと。

◇20 けいはんなオープンイノベーションセンター (KICK) (P20)

木津川市と精華町にまたがる地域に所在し、公益財団法人京都産業21が京都府と連携し、健康・医療、エネルギー・ICT、農業、文化・教育等の先進的な研究開発を推進するオープンイノベーションの拠点のこと。

◇21 オープンイノベーション (P20)

自社だけでなく他社や大学、地方自治体等の異業種、異分野が持つ技術やアイデア、サービス、ノウハウ等を組み合わせ、革新的なビジネスモデルやサービス開発等につなげる方法論のこと。

◇22 京都経済センター (P20)

2019年3月にオープンする、京都経済の新拠点のこと。京都商工会議所や公益社団法人京都工業会、一般社団法人京都府中小企業センター、京都信用保証協会等の主要経済団体が入居し、学生や若者の起業を支援する「オープンイノベーションカフェ」も立ち上げる。

◇23 京都文化芸術会議 (P24)

京都府の文化政策への提言等を通じて長期的・大局的な視点での文化のあるべき方向性を示す、「京都府文化賞」の受賞者からなる組織のこと。

◇24 重要業績評価指標 (KPI) (P24)

目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される定量的な指標のこと。